



保険料の算出方法

保険料は前年中の所得金額と世帯(※)の状況をもとに算定します。

※この記事内では、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

個人ごとの保険料の計算方法

保険料額(年額)
限度額66万円 10円未満切り捨て
II
均等割額
56,435円
+
所得割額
[総所得金額等(注1) 基礎控除額(注2)] × 10.54% (所得割率)

注1：前年中の「公的年金等収入」
「公的年金等控除額」「給与収入」「給与所得控除額」「事業収入」必要経費などを合計額で、各種所得控除額前後の合計額のことです。
注2：合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険の被扶養者であつた人は、所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることがでります。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

保険料額の通知について

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

令和4年度の保険料軽減措置

世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 〔同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(注3)の合計額〕	軽減割合 (軽減後の均等割額)
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数-1)(注4)以下	7割 (16,930円)
43万円(基礎控除額) + 28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)(注4)以下	5割 (28,217円)
43万円(基礎控除額) + 52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)(注4)以下	2割 (45,148円)



福祉

65歳以上の皆さんへ 介護保険料に関するお知らせです

問い合わせ 介護保険課 介護保険係(内線370・371・372)

介護保険料をお知らせします

介護保険法により保険料は3年ごとに見直し、65歳以上の被保険者数、介護サービスの見込み量、介護給付費の推計などをもとに算定されます。令和3年度～5年度は次の表のとおりです。

本人	世帯	所得段階	対象者	月額保険料(円)	年間保険料(円)
住民税非課税	世帯全員が住民税非課税	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人の場合	1,630	19,560
		第2段階	第1段階以外の人で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人の場合	2,340	28,080
		第3段階	第1段階以外の人で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人の場合	3,650	43,800
		第4段階	公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人の場合	4,910	58,920
		第5段階	公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人の場合	5,460	65,520
		第6段階	合計所得金額が120万円未満の人の場合	6,160	73,920
		第7段階	合計所得金額が200万円未満の人の場合	6,710	80,520
		第8段階	合計所得金額が300万円未満の人の場合	7,260	87,120
		第9段階	合計所得金額が500万円未満の人の場合	8,400	100,800
		第10段階	合計所得金額が700万円未満の人の場合	9,770	117,240
		第11段階	合計所得金額が900万円未満の人の場合	10,480	125,760
		第12段階	合計所得金額が900万円以上の人の場合	11,190	134,280
住民税課税	世帯の中に住民税課税の人がある場合	第1段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第2段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第3段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第4段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第5段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第6段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第7段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第8段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第9段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第10段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第11段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	
		第12段階	が未確定のため、前年度の2月と同額の保険料を仮の金額として4月・6月・8月の年金降りに本市に転入した人には7月に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。	10月以降は、年間の保険料から差し引きます(=仮徴収)。	

4月の段階では前年の所得

解と協力をお願いします。

年金から差し引きで納める人へ

納められた介護保険料は介護保険サービスや介護予防のために使われます。納付に理解と協力をお願いします。

6月中旬(令和4年1月2日以後に本市に転入した人には7月)に送付します。納付方法：保険料額を確認してください。

6月の段階では前年の所得

解と協力をお願いします。

年金から差し引きで納める人へ

納められた介護保険料は介護保険サービスや介護予防のために使われます。納付に理解と協力をお願いします。

6月の段階では前年の所得

解と協力をお願いします。

年金から差し引きで納める人へ

納められた介護保険料は介護保険サービスや介護予防のために使われます。納付に理解と協力をお願いします。

6月の段階では前年の所得

解と協力をお願いします。

年金から差し引きで納める人へ

納められた介護保険料は介護保険サービスや介護予防のために使われます。納付に理解と協力をお願いします。



文化

第2回「景観・歴史のまちウォーキング」参加者募集

問い合わせ 都市計画課 景観・歴史のまち推進係(内線424)
ページID:15658

観世音寺周辺を散策しながら、だざいふ景観賞の受賞作品やまちの景観と歴史を解説します。



日時	5月15日(日)午前9時集合、11時30分解散(雨天中止)	応募方法
場所	観世音寺前駐車場(集合・解散)	①ホームページの応募フォーム
定員	20人(定員を超えた場合は抽選・可否を連絡します)	②はがき・ファックス
参加費	無料	③都市計画課窓口にて電話番号を記載し、都市計画課宛てFAX(928)7415-8181-0198



申込締切
5月9日(月)
必着
※新型コロナウイルス感染症の影響など、今後の状況により中止することがあります。

空き家・住まいの終活相談会・セミナー

問い合わせ 都市計画課 都市計画係(内線466)
ページID:17281

県内に空き家を所有している人などを対象に、福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」や空き家問題に詳しい専門家と連携し、空き家や住まいの終活に関する個別相談会、セミナーを開催します。今後の空き家の活用方法を考えるきっかけとして、気軽に参加しませんか。

日時 5月11日(水)午前11時~午後4時(セミナーは午後1時15分~午後2時15分開催)

[相談会]

場所 太宰府市役所4階
大会議室

内容

参加方法 事前予約制(当日先着順ではありません)
申し込み先

対象者

①県内に空き家を所有している人

申込方法 電話またはメールで、氏名・来場人数・電話番号を申し込み先へ。個別相談会の申し込みの場合は希望時間・相談内容も伝えください。

【セミナー】

定員 7組

対象者 空き家と相続について
講師 福岡県司法書士会 小田真司さん

テーマ

対象者 どなたでも
定員 30人程度

①福岡県空き家活用サポートセンター☎(726)621-00 Fax:(921)2121-21
②都市計画課☎(921)2121-21 Email:daizaifu.lg.jp

申込期限 5月9日(月)
(定員になり次第受付終了)